

家計急変用

令和8年度 私立高等学校等の奨学給付金事業のお知らせ

岐阜県 子ども・女性部 私学振興課

岐阜県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯を対象として、高等学校等奨学給付金を支給します。(返済不要です。)今年度から、支給の対象となる世帯が拡充されました。また、国籍等により対象となる世帯が異なります。詳しくは、以下の「1. 制度の概要」の(2)をご参照ください。

1. 制度の概要

(1) 支給要件

令和8年7月1日現在、次の要件をすべて満たす場合に、奨学給付金の支給を受けることができます。

※ これ以降、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」を、「住民税所得割額」と表記します。

- ① 保護者の失職(自己都合によるものは除く)等の家計急変事由※により収入が減少し、住民税所得割額が非課税世帯(年収見込み額が約270万円未満)相当から年収490万円未満(生徒が専攻科の場合、下表の「世帯区分 E」を含む。)相当であると認められる世帯であること。

※ 保護者の失職、勤務先会社の破産、負傷・疾病による休職・休業等

➤ 以下は、あくまで非課税世帯に相当する世帯の例です。以下に該当しない場合は、ご相談ください。

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込み額	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満
世帯構成	6人世帯	7人世帯	8人世帯
年収見込み額	3,704,000 円未満	4,140,000 円未満	4,576,000 円未満

- ② 保護者が岐阜県内に在住していること。

(2) 支給額(私立高等学校等に在学する生徒1人当たり)

【世帯区分】	【学校等の種別】	【支給額】
「年収270万円未満相当(保護者等全員の住民税所得割額が非課税世帯)であると認められた世帯」…B	通信制及び専攻科以外	152,000円
	通信制及び専攻科	52,100円
「年収270万円～380万円相当(保護者等全員の住民税所得割額の合算額が105,500円未満相当)であると認められた世帯」…C	通信制及び専攻科以外	50,670円
	通信制及び専攻科	17,370円
「年収380万円～490万円相当(保護者等全員の住民税所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満相当)であると認められた世帯」…D	通信制及び専攻科以外	38,000円
	通信制	13,030円
「年収380万円～600万円相当(保護者等全員の住民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満相当)かつ扶養する子が3人以上いる世帯」…E※	専攻科	13,030円

※ 7月2日以降に子等の出生等により該当することとなった場合を含みます。

➤ 年収の金額はあくまでおおよその目安です。

【国籍要件】

次の①～⑦のいずれにも該当しない場合は、非課税世帯に相当する世帯のみが対象となります。ただし、専攻科の生徒は支給の対象とはなりますが、支給する金額が少なくなる場合が有ります。

- ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(3) その他留意事項

- ・ 7月2日以降に家計急変が発生した場合の支給額は、家計急変の発生した月の翌月以降の月数に応じて算定しますので、上述の金額とは異なります。
- ・ 本事業は高校生等の保護者が岐阜県に住所を有することを要件としているため、保護者の方の住所が県外にある場合は、該当の都道府県にお問い合わせください。
- ・ 支給対象は、7月1日（基準日）に在学している方です。6月末までに退学・転学した場合は、支給されません。また、休学している場合は支給を受けることが出来ません。
- ・ 2校以上の高等学校等に在学する場合には、生徒の選択により、どちらか1つの学校を選択する必要がありますので学校に相談してください。（二重受給はできません。）
- ・ 当該給付金とその目的を同じくする給付金で、他の都道府県が行うものの給付を受けている場合は、支給を受けることが出来ません。
- ・ 児童養護施設等に入所している方又は里親に養育されている方で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、奨学給付金は支給されません。
- ・ 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、給付金の返還を命じることがあります。
- ・ 災害等により制服の再購入が必要となった場合、上述した世帯区分に応じた金額を加算して支給します。詳しくは、私学振興課までご相談ください。

2. 申請手続き等

(1) 提出書類

①申請書

②家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③家計急変前の収入を証明する書類

令和8年度の課税証明書等

（令和8年度の（所得・）課税証明書の原本、非課税証明書の原本、特別徴収税額の決定・変更通知書の写し、住民税の納税通知書の写し等）

④家計急変後の収入を証明する書類

会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

⑤家計急変状況確認書

⑥扶養親族の人数・年齢を確認できる書類

扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

- ⑦住民票の写し（原本）、特別永住者証明書の写し（コピー）、又は在留カードの写し（コピー）
- ⑧在学証明書（令和8年7月1日現在の在籍状況等、様式3の内容が確認できれば学校独自の様式でも構いません。）
- ⑨個人対象要件証明書（専攻科の方のみ）
- ⑩銀行通帳の写し（銀行名、支店名（番号）、口座番号等が確認できるもの。）

➤ 上記書類で支給要件が確認できない場合、追加で書類を提出いただく場合があります。

（2）申請書提出先及び受付期間

令和8年9月28日（月） ※期限後は随時（令和9年2月26日（金）まで受付）

- ・ 申請書類は郵送により下記問い合わせ先に提出してください。
- ・ 封筒は、角形2号封筒（A4用紙が折りたたまずに入るサイズ）を利用してください。
- ・ 郵便料金は140円もしくは180円（添付資料が5枚以上になる場合など）です。郵便事故が心配な方は、特定記録（郵便料金＋210円）や簡易書留（普通郵便料金＋350円）による郵便をご活用ください。（郵便局において到着までの追跡が可能です。）

（3）支給決定通知書の送付及び給付金の支給

- ・ 申請後、支給（不支給）決定通知書が送付されます。
- ・ 給付金は、支給決定通知後、申請者の銀行口座に振り込まれます。（支給決定通知後、1か月程度。）

【奨学給付金制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 子ども・女性部 私学振興課 私学助成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8249（直通） ファックス：058-278-2612

【岐阜県外にお住まいの方】

下記にウェブページに記載の該当都道府県にお問い合わせください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm